## 「助成金」にかかる適正な申請について

一 実態と異なる書類等を作成し助成金を申請・受給することは犯罪です ー

最近、一部の助成金コンサルタント(自称)や見積り業者等が指南役となり、事業主に対して不 正受給に当たる助言を行ったり、実態と異なる賃金台帳(法定帳簿)や申請書を作成し、申請代行 (電子申請含む。)を行う等の事例が増加しています。また事業場の事業実態に合わない設備投資 を申請し、高額な負担を強いたり、申請書類自体が交付要件を満たさないもの等が多数認められて おります。

助成金の支給申請に際して、実態どおりに申請すると助成金を受給できないことから、もともと存在しない書類や実態と異なる書類を作成して提出し、助成金を受けようとすることは、不正受給に当たります。(実際に助成金を受給していなくても、不正受給案件となります。)

不正受給が明らかになった事業主については、返還を求めるとともに、実態と異なる書類を作成 して提出するなど特に悪質なものについては、氏名等を公表する他、刑事罰の対象となる場合もあ ります。また処分以降、労働局が所掌するすべての助成金が 3~5 年間支給停止となります。

申請書類の内容に関する責任はすべて申請者である事業主にあります。氏名等の公表、助成金の不支給、返還命令、支給停止措置、刑事告発の対象となるのは、事業主自身です。(※「指南役等」も対象となる場合があります。) こういった事態にならないように、事業主が責任をもって申請してください。

事業主の皆様におかれましては、助成金の趣旨に沿った申請を行っていただきますようお願いします。